

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第9号

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額表に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>給料の特別調整額に関する規則</u></p> <p><u>(支給職及び区分)</u></p> <p><u>第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職及びその職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(支給額)</u></p> <p><u>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額とする。</u></p>	<p><u>給料の特別調整額表に関する規則</u></p> <p><u>職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2の規定により、給料の特別調整を行う職、及びその職にある職員に支給する給料額に対する支給割合は、別表に掲げるとおりとする。</u></p>

別表第1（第1条関係）

組織	職	区分
知事の事務部局	本庁部長	<u>1種</u>
	局長（出納局長を除く。）	<u>2種</u>
	理事	<u>3種</u>
	略 知事公室長 会計管理者 東京事務所長	

別表 給料の特別調整額表

区分	職	支給割合
知事の事務部局	本庁部長 <u>中央病院長</u>	<u>100分の24</u>
	局長（出納局長を除く。）	<u>100分の22</u>
	理事（人事委員会の認めるものに限る。）	<u>100分の20</u>
	略 知事公室長 東京事務所長 <u>中央病院事務局長</u>	

			<u>中央病院副院長</u> <u>病院長（中央病院長を除く。）</u> <u>がん検診センター所長</u>	
	<u>4種</u>		<u>理事（人事委員会の認めるものに限る。）</u> <u>本庁次長（人事委員会の認めるものに限る。）</u> 略 <u>保健医療大学事務局長</u>	<u>100分の18</u>
			<u>大阪事務所長</u> 略	
	<u>5種</u>		<u>理事（人事委員会の認めるものに限る。）</u> <u>参事（人事委員会の認めるものに限る。）</u> 略 <u>小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。）</u>	<u>100分の16</u>
			<u>歴史博物館長</u> <u>西讃県税事務所長</u> <u>消費生活センター所長</u> <u>環境保健研究センター所長</u> 略 <u>精神保健福祉センター所長</u>	
			<u>産業技術センター所長</u> 略	
	<u>6種</u>		<u>理事（人事委員会の認めるものに限る。）</u> <u>参事（人事委員会の認めるものに限る。）</u> 略 <u>小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。）</u>	<u>100分の14</u>
			<u>消費生活センター所長</u> <u>西讃県税事務所長</u> <u>環境保健研究センター所長</u> 略 <u>精神保健福祉センター所長</u> <u>主任部長</u> <u>中央病院看護部長</u> <u>丸亀病院副院長</u> <u>津田病院事務局長</u> <u>白鳥病院事務局長</u> <u>がん検診センター事務局長</u> <u>産業技術センター所長</u> 略	

<p>本庁室長（予算調整室長を除く。） 略 小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） <u>歴史博物館副館長</u> <u>文化会館次長</u> 東讃県税事務所次長 中讃県税事務所次長 環境保健研究センターワン次長 略 <u>斯道学園長</u> <u>障害福祉相談所次長</u> 略 食肉衛生検査所長 産業技術センターワン次長 略</p>				<p>本庁室長 略 小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） 東讃県税事務所次長 中讃県税事務所次長 <u>自治研修所次長</u> 環境保健研究センターワン次長 略 <u>障害福祉相談所次長</u> <u>斯道学園長</u> 略 食肉衛生検査所長 <u>中央病院事務局次長</u> <u>中央病院薬剤部長</u> <u>丸亀病院事務局次長</u> 産業技術センターワン次長 略</p>	100分の12
<p><u>主幹（人事委員会の認めるものに限る。）</u> <u>森林センター所長</u> 川部みどり園次長 略 食肉衛生検査所次長</p>	7種			<p>川部みどり園次長 略 食肉衛生検査所次長 <u>中央病院副薬剤部長</u> <u>中央病院副看護部長（人事委員会の認めるものに限る。）</u> <u>丸亀病院副看護部長（人事委員会の認めるものに限る。）</u> <u>病院薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）</u> <u>看護部長（中央病院看護部長を除く。）</u></p>	

	産業技術センター発酵食品研究所 長 略	
	保健医療大学学科長 略	<u>8種</u>
議会の事務部局	事務局長	<u>1種</u>
	事務局次長	<u>4種</u>
	課長	<u>5種</u>
	主幹	<u>6種</u>
教育委員会の事務部局	理事	<u>2種</u>
	教育次長（人事委員会の認めるものに限る。） 略	<u>3種</u>
	教育次長（人事委員会の認めるものに限る。） 略	<u>4種</u>
	参事（人事委員会の認めるものに限る。） 略 教育センター所長	<u>5種</u>
	総合水泳プール所長 総合運動公園所長	
	<u>屋島少年自然の家所長</u>	
	<u>五色台少年自然センター所長</u>	

	く。) 産業技術センター発酵食品研究所 長 略	
	保健医療大学学科長 略	<u>100分の10</u>
議会の事務部局	事務局長	<u>100分の24</u>
	事務局次長	<u>100分の18</u>
	課長	<u>100分の16</u>
	主幹	<u>100分の14</u>
教育委員会の事務部局	理事（人事委員会の認めるものに限る。）	<u>100分の22</u>
	教育次長（人事委員会の認めるものに限る。） 略	<u>100分の20</u>
	理事（人事委員会の認めるものに限る。）	<u>100分の18</u>
	教育次長（人事委員会の認めるものに限る。） 略	
	理事（人事委員会の認めるものに限る。） 参事（人事委員会の認めるものに限る。） 略 教育センター所長 自然科学館長 体育館長 総合水泳プール所長 総合運動公園所長 丸亀競技場長 少年自然の家所長 歴史博物館長 文化会館長	<u>100分の16</u>

	埋蔵文化財センター所長		県民ホール館長 東山魁夷せとうち美術館長 瀬戸内海歴史民俗資料館長 埋蔵文化財センター所長	
	参事（人事委員会の認めるものに限る。） 略 図書館副館長	6種	参事（人事委員会の認めるものに限る。） 略 図書館副館長 <u>歴史博物館副館長</u> 文化会館次長 県民ホール副館長 埋蔵文化財センター次長	100分の14
		7種	高松工芸高等学校事務部長 高松北高等学校事務部長 坂出高等学校事務部長 略	100分の12
	坂出高等学校事務部長 略 略 高松高等学校事務部長 高松工芸高等学校事務部長 高松南高等学校事務部長 高松西高等学校事務部長 高松北高等学校事務部長 香川中央高等学校事務部長 高松桜井高等学校事務部長	9種	略 高松高等学校事務部長 高松東高等学校事務部長 高松南高等学校事務部長 高松西高等学校事務部長 香川中央高等学校事務部長 高松桜井高等学校事務部長 <u>農業経営高等学校事務部長</u> <u>坂出工業高等学校事務部長</u> 善通寺第一高等学校事務部長 琴平高等学校事務部長 多度津工業高等学校事務部長 觀音寺第一高等学校事務部長 觀音寺中央高等学校事務部長 盲学校事務部長 略	100分の8
人事委員会の事	事務局長	2種	人事委員会の事 事務局長	100分の22

務部局	事務局次長	5種
監査委員の事務部局	事務局長	2種
	事務局次長	5種
	主幹	6種
	労働委員会の事務部局	事務局長 4種
警察の事務部局	略 高松南警察署長 坂出警察署長 丸亀警察署長	3種
	参事官（人事委員会の認めるものに限る。） 参事 <u>警察署長（高松南警察署長、坂出警察署長及び丸亀警察署長を除く。）</u>	4種
	略 副校长	5種
	高松北警察署副署長 略 丸亀警察署副署長	
	主幹	6種

務部局	事務局次長	100分の16
監査委員の事務部局	事務局長	100分の22
	事務局次長	100分の16
	主幹	100分の14
	労働委員会の事務部局	事務局長 100分の18
警察の事務部局	略 高松南警察署長 坂出警察署長 丸亀警察署長	100分の20
	参事官（人事委員会の認めるものを除く。） 参事 <u>さぬき警察署長</u>	100分の18
	<u>高松東警察署長</u> <u>小豆警察署長</u> <u>高松西警察署長</u> <u>善通寺警察署長</u> <u>観音寺警察署長</u>	
	略 副校长 <u>東かがわ警察署長</u> <u>琴平警察署長</u> <u>高瀬警察署長</u> <u>さぬき警察署副署長</u> <u>高松北警察署副署長</u> 略 <u>丸亀警察署副署長</u> <u>観音寺警察署副署長</u>	100分の16
	主幹	100分の14

別表第2（第2条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	<u>1種</u>	128,900円
	<u>2種</u>	116,000円
	<u>3種</u>	103,100円
8級	<u>3種</u>	94,000円
	<u>4種</u>	87,100円
	<u>5種</u>	80,000円
	<u>6種</u>	70,600円
7級	<u>5種</u>	75,700円
	<u>6種</u>	66,800円
6級	<u>5種</u>	71,900円
	<u>6種</u>	63,400円
	<u>7種</u>	52,900円
5級	<u>9種</u>	34,100円

2 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	<u>3種</u>	96,900円
	<u>4種</u>	89,700円
8級	<u>4種</u>	87,100円
	<u>5種</u>	80,000円
7級	<u>5種</u>	77,600円

3 医療職給料表(一)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	<u>5種</u>	96,000円
	<u>6種</u>	84,700円

4 医療職給料表(二)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級	<u>6種</u>	67,700円
	<u>6種</u>	63,500円
6級	<u>7種</u>	52,900円

5 医療職給料表(三)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6級	7種	56,300円

6 大学教育職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	4種	98,200円
	7種	66,400円
	8種	55,700円

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職を占める職員のうち、改正後の第2条の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成20年3月31日までの間は、当該給料の特別調整額のほか、当該給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額として支給する。
- 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。この場合において、当該額は、知事等の給与等の特例に関する条例（平成18年香川県条例第4号）第3条第5項の規定が適用されないものとした場合に得られる額とする。
 - この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分相当職員（旧区分（同日において占めていた改正前の別表に掲げる職に係る同表の支給割合欄に定める支給割合に応じて附則別表に定める区分をいう。以下同じ。）より高い区分に相当する新区分（改正後の別表第1の区分欄に定める区分をいう。以下同じ。）に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。）及び相当区分職員（旧区分に相当する新区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。）同日にその者が受けていた給料の特別調整額
 - 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する新区分に対応する改正後の別表第1に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。）同日に当該旧区分より低い区分で当該職に対応する新区分に相当するものに応じた支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額
 - 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額
 - 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分で現にその者が占める職に対応する新区分に相当するものに応じた支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額

(5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額

(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が認める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が認める額

附則別表

支給割合	区分
100分の24	1種
100分の22	2種
100分の20	3種
100分の18	4種
100分の16	5種
100分の14	6種
100分の12	7種
100分の10	8種
100分の8	9種